

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 大日本印刷株式会社
代表者 代表取締役社長 北島 義俊
(コード番号 7912 東証第 1 部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション本部長
田村 高顕
(TEL 03-6735-0101)

単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、会社法第 195 条第 1 項に基づき単元株式数の変更に関する定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 123 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において、株式併合を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の売買単위를 100 株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、会社法の定めに従い、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、単元株式数の変更後において証券取引所が

望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、当社株式について2株を1株とする株式併合を実施するものです。

(2) 株式併合の内容

- ・株式併合する株式の種類

普通株式

- ・株式併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、2株を1株の割合で併合いたします。

- ・株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	663,480,693株
株式併合により減少する株式数	331,740,347株
株式併合後の発行済株式総数	331,740,346株

「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

- ・株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少いたしますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は2倍となり、株式市場の変動等他の要因を別とすれば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	27,631名（100.0%）	663,480,693株（100.0%）
2株未満	478名（1.7%）	478株（0.0%）
2株以上	27,153名（98.3%）	663,480,215株（100.0%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式を所有されている株主様478名（所有株式数の合計478株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的な手続きについては、お取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（2分の1）で発行可能株式総数を減少させます。なお、株式併合を行うことにより、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

変更前の発行株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）
1,490,000,000 株	745,000,000 株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. (1) 変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更し、また、上記「2. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 7 条（単元株式数）及び現行定款第 5 条（発行可能株式総数）が変更されます。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更後の定款
（発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14 億 9,000 万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7 億 4,500 万株</u> とする。
（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更に関する日程

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 29 日（予定）	定時株主総会開催日
平成 29 年 10 月 1 日（予定）	単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬	端数株式売却処分代金のお支払い

*上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定していますが、株式売買後の振替手続の関係により、株式会社東京証券株式会社における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

【添付資料】

（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 100 株に変更することといたしました。あわせて、中長期的な株価変動を勘案しつつ、単元株式数の変更後において証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にすることを目的として、当社株式について 2 株を 1 株とする株式併合を実施いたします。

Q 4 株式併合後の 1 株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配します。当社よりお支払いする金額及びお手続きについては、平成 29 年 12 月にご案内することを予定しています。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株当たりの資産価値は 2 倍となります。したがって、株式市場の変動等他の要因を別とすれば、株主様が所有される当社株式の資産価値に影響はありません。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（2株を1株）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別とすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q 7 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

事前のお手続きについては、必要はございません。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

電話 0120-288-324

受付時間 平日9時～17時

以 上